

## 令和4年2月定例県議会付議案

議案第 1号 令和4年度鳥取県一般会計予算

議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

議案第 3号 同 鳥取県公債管理特別会計予算

議案第 4号 同 鳥取県給与集中管理特別会計予算

議案第 5号 同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算

議案第 6号 同 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

議案第 7号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

議案第 8号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算

議案第 9号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

議案第 10号 同 鳥取県県営林事業特別会計予算

議案第 11号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

議案第 12号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

議案第 13号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算

議案第 14号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算

議案第 15号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算

議案第 16号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算

議案第 17号 同 鳥取県天神川流域下水道事業会計予算

議案第 18号 同 鳥取県営電気事業会計予算

議案第 19号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算

議案第 20号 同 鳥取県営埋立事業会計予算

議案第 21号 同 鳥取県営病院事業会計予算

議案第 22号 令和3年度鳥取県一般会計補正予算（第10号）

議案第 23号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算（第1号）

議案第 24号 同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 25号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算（第1号）

議案第26号 同 鳥取県県営林事業特別会計補正予算（第2号）

議案第27号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算（第1号）

議案第28号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第29号 同 鳥取県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

議案第30号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）

議案第31号 同 鳥取県天神川流域下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第32号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第4号）

### **議案第33号 鳥取県基金条例の一部を改正する条例（財政課、スポーツ課）**

- ①次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名 称	設 置 目 的
鳥取県臨時財政対策債償還基金	地方財政法第33条の5の2第1項に規定する地方債（臨時財政対策債）の償還に必要な財源を確保し、県財政の健全な運営に資すること。
鳥取県ねんりんピック基金	令和6年度に鳥取県において全国健康福祉祭を開催するために必要な経費に充てること。

- ②設置目的に定める事業が終了したことに伴い、鳥取県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を廃止する。

[公布施行 ほか]

### **議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事企画課）**

- ①仕事と育児の両立を支援するため、非常勤職員の育児休業等に係る取得要件のうち、在職期間が1年以上であることとする要件を廃止する。
- ②職員が任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、職員の意向を確認するための面談その他の措置を講ずるものとする。
- ③任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようするため、研修の実施、相談体制の整備その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講ずるものとする。

[令和4年4月1日施行]

### **議案第35号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（人事企画課）**

職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるための職員の派遣先に、一般財団法人救急振興財団、一般財団法人自治体衛星通信機構、一般財団法人地域活性化センター、一般財団法人地域総合整備財団、一般財団法人地域創造及び一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会を加えるものである。

[令和4年4月1日施行]

### **議案第36号 鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（人事企画課等）**

県行政に関する調査審議を行う附属機関の廃止を行うものである。

(概要)

- ①知事の附属機関のうち2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業検討委員会を廃止する。
- ②教育委員会の附属機関のうち鳥取県立学校学校関係者評価委員会及び鳥取県立学校学校評議員会を廃止する。

[令和4年4月1日施行]

### **議案第37号 鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例（福祉保健課）**

民生委員がその職務を適切に遂行できるようにするため、民生委員の増員を行うものである。

(概要)

民生委員の定数を次のとおり変更する。

市町村	変更後	変更前
米子市	345人	338人
倉吉市	170人	167人
八頭郡八頭町	69人	68人
東伯郡湯梨浜町	50人	49人
西伯郡南部町	36人	35人

[令和4年12月1日施行]

### **議案第38号 鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例（環境立県推進課）**

大気汚染防止法等の一部が改正され、解体する建築物等に関する石綿含有建材の使用の有無に係る調査の結果を、元請業者が都道府県知事に対して報告しなければならないとされたこと等に伴い、報告対象工事の元請業者（現行 発注者）又は自主施工者は、作業開始日の14日前までに報告対象工事に関する事項を知事に報告しなければならないこととする等所要の改正を行うものである。

[令和4年4月1日施行]

### **議案第39号 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

**(水産課) → (水産振興課)**

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の施設の供用開始に伴い、新たに整備された記帳電算室等の使用料を定めるものである。

(使用料の概要)

設 定

区 分	使 用 料	
	単 位	金 額
記帳電算室	使用面積1平方メートルにつき1月	830円
研修室	使用面積1平方メートルにつき1時間	6円
調理実習室	使用面積1平方メートルにつき1時間	6円
学習室	使用面積1平方メートルにつき1時間	6円

[令和4年8月1日施行]

## 議案第40号 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（会計指導課等）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額の変更を行うものである。  
(手数料の概要)

引上げ

区分	単位	金額	
		現行	改正後
行政書士試験の実施	1件につき	7,000円	10,400円
高压ガス製造保安責任者試験等の実施			
乙種化学責任者免状に係るもの	1件につき	9,300円(8,800円)	11,600円(11,100円)
丙種化学責任者免状に係るもの	1件につき	8,700円(8,200円)	10,300円(9,800円)
乙種機械責任者免状に係るもの	1件につき	9,300円(8,800円)	11,600円(11,100円)
第二種冷凍機械責任者免状に係るもの	1件につき	9,300円(8,800円)	11,600円(11,100円)
第三種冷凍機械責任者免状に係るもの	1件につき	8,700円(8,200円)	10,300円(9,800円)
第一種販売主任者免状に係るもの	1件につき	7,900円(7,400円)	9,000円(8,500円)
第二種販売主任者免状に係るもの	1件につき	6,200円(5,700円)	7,200円(6,700円)
電気工事士免状の書換え交付	1件につき	2,100円	2,700円
液化石油ガス設備士試験の実施	1件につき	21,400円(20,900円)	23,200円(22,700円)
宅地建物取引士資格試験の実施	1件につき	7,000円	8,200円

※括弧書きは、電子申請により受験願書を提出する場合の金額

引下げ

区分	単位	金額	
		現行	改正後
液化石油ガス法第35条の6第1項の規定に基づく保安の確保の方法の認定			
販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	1件につき	110,000円	98,000円
液化石油ガス法第37条の2第1項の規定に基づく液化石油ガスの貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可	1件につき	17,000円に変更に係る施設等の数を乗じた額	15,000円に変更に係る施設等の数を乗じた額

[令和4年4月1日施行 ほか]

## 議案第41号 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）

クロスボウが使用された凶悪犯罪の発生及び拳銃に匹敵するクロスボウの威力を踏まえた銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正がなされたことに鑑み、所要の改正を行うものである。

### （概要）

銃器犯罪捜査手当の支給対象業務に、防弾装備を着装し、武器を携帯して行う作業であって、クロスボウ又はクロスボウと思料されるものを使用している犯罪現場における犯人を逮捕する作業等を加え、同手当を銃器等犯罪捜査手当とする。

[公布施行]

## 議案第42号 鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例

（警察本部組織犯罪対策課）→（警察本部捜査第二課）

風俗店等が多い繁華街等を暴力団排除特別強化地域として指定し、利益受供与の規制を強化とともに、青少年の健全な育成環境の形成を図るため、暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域を拡大する等所要の改正を行うものである。

### （概要）

①暴力団事務所の開設及び運営を禁止する場所として、次の場所を加える。

ア 都市公園法に規定する都市公園の敷地の周囲200メートルの区域内

イ 都市計画法に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

②①のイの地域内において暴力団事務所の開設又は運営をする者に対し、その中止を命ずることができることとする。

③暴力団排除特別強化地域内における風俗営業等の特定の営業者（以下「特定営業者」という。）と暴力団員との間の以下の行為を禁止する。

ア 特定営業者が暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること、又は暴力団員が同役務を提供すること。

イ 特定営業者が暴力団員に対して、用心棒の役務の提供を受ける対償として利益供与をすること、又は暴力団員がその利益供与を受けること。

ウ 特定営業者が暴力団員に対して、営業を営むことを容認する対償として利益供与をすること、又は暴力団員がその利益供与を受けること。

④公安委員会は、①のイに違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は職員に建物に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。

⑤次のとおり、罰則を新たに設ける。

違反者	罰則
ア ①のアに違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
イ ②の中止命令に違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
ウ ③に違反した者（特定営業者にあっては、相手方が暴力団員又はその指定した者であることを知っていた場合に限る。）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
エ ④に違反して、説明若しくは資料の提出をしなかった者、虚偽の説明若しくは資料の提出をした者又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	20万円以下の罰金

[令和4年5月1日施行 ほか]

## 議案第43号 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例（警察本部運転免許課）

受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の新設、額の変更その他所要の改正を行うものである。  
(概要)

道路交通法の一部が改正され、75歳以上で一定の違反歴のある者が運転免許の更新を受けようとする場合に運転技能検査の受検が義務付けられること等に伴い、運転免許に関する事務等について、新たに手数料を徴収し、手数料の額を改め、又は手数料を廃止する。

(手数料の概要)

設定

区分	単位	金額
運転技能検査	1件につき	3,550円
若年運転者講習	1時間につき	2,250円

見直し

区分	単位	金額	
		現行	改正後
銃砲等又は刀剣類所持の許可証の書換え	1件につき	1,800円	1,600円
運転免許に関する事務			
認知機能検査	1件につき	750円	1,050円
高齢者講習	1件につき	講習の種類に応じ 2,250円～7,950円	講習の種類に応じ 2,900円又は6,450円
認知機能検査を行う者に対する講習	1回につき	800円又は1,400円	1,200円又は1,450円

廃止

チャレンジ講習及び簡易講習

[令和4年5月13日施行ほか]

## 議案第44号 工事請負契約（国道178号（岩美道路）橋梁上部工事（浦富高架橋）（4工区）（補助））の締結についての議決の一部変更について（道路建設課）

本工事に隣接する他工事と工程や作業範囲等を調整した結果、橋桁の架設に要する追加費用が必要となったこと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び熱中症対策に資する現場管理費補正を行ったことに伴い、契約金額の増額を行うものである。

(変更内容)

契約金額：現行 768,900,000円 → 変更後 799,019,100円 (30,119,100円の増)

## 議案第45号 財産を減額して貸し付けること（鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権福祉センター用地）について（人権・同和対策課）

相手方：鳥取市

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市幸町151番	土地	1,494.13m <sup>2</sup>

貸付期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

貸付金額：鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権福祉センターの建物に係る使用料収入の2分の1に相当する額

減額貸付理由：同和問題の早期解決を図るため、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。

#### 議案第46号 財産を減額して貸し付けること（鳥取バスターミナル用地）について（地域交通政策課）

相 手 方：鳥取バスターミナル株式会社

貸 付 財 産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市東品治町 107 番 2 ほか 5 筆	土地	2,013.20 m <sup>2</sup>

貸 付 期 間：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

貸 付 金 額：バスターミナルの使用料収入の1割に相当する額と当該土地に係る国有資産等所在市町村交付金法第2条により交付すべき市町村交付金の額のいずれか高い額

減額貸付理由：バス利用者及びバス交通の利便を促進するとともに、鳥取駅周辺の交通の安全確保と円滑化を図るため、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。

#### 議案第47号 財産を減額して貸し付けること（鳥取県建設技術センターの建物及び用地）について

（技術企画課）

相 手 方：公益財団法人鳥取県建設技術センター

貸 付 財 産：普通財産

所在地	種類	数量
倉吉市福庭町二丁目 23 番地 ほか 4 筆	土地	8,169.98 m <sup>2</sup>
	建 物	3,161.19 m <sup>2</sup>

貸 付 期 間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

貸 付 金 額：当該土地及び建物に係る国有資産等所在市町村交付金法第2条により交付すべき市町村交付金の額に県が加入する当該建物に対する損害保険料の額を加えた額

減額貸付理由：公共工事の適正かつ円滑な実施を図るため、当該土地及び建物を利用して建設技術研修、技術支援事業等を行う公益財団法人鳥取県建設技術センターに対して、引き続き当該土地及び建物を減額して貸し付けようとするものである。

#### 議案第48号 財産を無償で貸し付けること（グラウンド等用地）について（スポーツ課）

相 手 方：特定非営利活動法人グリーンスポーツ鳥取

貸 付 財 産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市湖山町西二丁目 254 番 ほか 68 筆	土地	44,412.47 m <sup>2</sup>

貸 付 期 間：令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

無償貸付理由：県有財産の有効活用を図るため、スポーツの振興や子どもの健全育成を目的とした活動を行う特定非営利活動法人に対して、引き続き当該土地を無償で貸し付けようとするものである。

#### 議案第49号 財産を無償で貸し付けること（倉吉市道用地）について（警察本部会計課）

相 手 方：倉吉市

貸 付 財 産：普通財産

所在地	種類	数量
倉吉市上井 621 番 2 ほか 2 筆	土地	236 m <sup>2</sup>

貸 付 期 間：令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

無償貸付理由：市道として良好な管理を行うため、引き続き倉吉市に無償で貸し付けようとするものである。

## 議案第50号 財産を無償で貸し付けること ((元) 鳥取緑風高等学校敷地)について (教育環境課)

相 手 方：鳥取市  
貸 付 財 産：普通財産

所在地	種 類	数 量
鳥取市湖山町南三丁目 417 番	土 地	6.37 m <sup>2</sup>

貸 付 期 間：令和4年4月1日から令和9年3月31 日まで

無償貸付理由：市道として良好な管理を行うため、鳥取市に無償で貸し付けようとするものである。

## 議案第51号 財産を無償で譲渡すること (県営住宅雑団地)について (住まいまちづくり課)

相 手 方：八頭町  
譲 渡 財 産：普通財産

所在地	種 類	数 量
八頭郡八頭町見櫻中 187 番 1 ほか1筆	土 地	1,636.66 m <sup>2</sup>
	建 物	540.96 m <sup>2</sup> (4棟8戸)

無償譲渡理由：既に管理代行制度を導入し、八頭町が実態として町営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、町が地域の実情に応じた住宅政策を行えるよう、無償で譲渡しようとするものである。

## 議案第52号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (家庭支援課)

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 800,000 円を和解の相手方に支払う。

事件の概要：令和元年7月から8月、県立施設の職員が、同施設において和解の相手方に対し、虐待を行ったものである。

## 議案第53号 鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部変更について (県土総務課)

入札の競争性と透明性の一層の向上及び業務成果の品質向上を図ることを目的として、測量等業務における限定公募型指名競争入札を廃止し、制限付一般競争入札の適用範囲を拡大するとともに、総合評価落札方式を導入するものである。

[令和4年4月1日適用]

## 議案第54～65号 権利の放棄について（庶務集中課等）

債務者の死亡等により回収の見込みがない債権について、権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案番号	区分	相手方	金額	放棄する理由
54	過年度分報酬過払返納金の未返還額の請求権	(債務者) 鳥取市 個人 (相続人) 鳥取市 個人	28,387円	債務者の死亡、相続人の破産
55	鳥取県母子福祉資金貸付金償還金の未償還額及び違約金の請求権	北海道函館市 個人	301,220円 及びこれに対する違約金	債務者の破産、連帯保証人の死亡、相続人の完済又は時効の援用
56	鳥取県農業改良資金貸付金償還金の未償還額及び違約金の請求権	(債務者) 東伯郡琴浦町 個人 (連帯保証人) 東伯郡琴浦町 個人 (連帯保証人) 東伯郡琴浦町 個人 (相続人) 東伯郡琴浦町 個人	2,727,949円 及びこれに対する違約金	債務者及び連帯保証人の死亡、相続人の相続放棄、破産
57	病院事業診療費請求権	鳥取市 個人	3,110円	債務者の破産
58	同上	鳥取市 個人	4,660円	同上
59	同上	鳥取市 個人	60,000円	同上
60	同上	鳥取市 個人	92,770円	同上
61	同上	鳥取市 個人	110,830円	同上
62	同上	倉吉市 個人	11,270円	同上
63	同上	兵庫県豊岡市 個人	57,666円	同上
64	同上	倉吉市 個人	3,230円	債務者の死亡、相続人の相続放棄
65	同上	東伯郡琴浦町 個人	185,060円	同上

## 議案第66号 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

(農地・水保全課)

県営土地改良事業等の実施にあたり関係市町村から徴収している負担金について、令和4年度から基幹水利施設更新事業（機械設備）及び農業用河川工作物応急対策事業（中規模事業）を実施することに伴い、市町村の負担金の額を定めるものである。

(負担すべき額)

事業区分	負担すべき額
基幹水利施設更新事業（機械設備）のうち、中山間地域において行う事業	工事費の100分の15に相当する額
基幹水利施設更新事業（機械設備）のうち、中山間地域以外において行う事業	工事費の100分の19に相当する額
農業用河川工作物応急対策事業（中規模事業）のうち、中山間地域等	工事費の100分の3に相当する額。ただし、総事業費が5千万円以上1億円未満のものに限る
農業用河川工作物応急対策事業（中規模事業）のうち、中山間地域等以外のもの	工事費の100分の8に相当する額。ただし、総事業費が5千万円以上1億円未満のものに限る

## **議案第67号 鳥取県税条例等の一部を改正する条例（税務課）**

令和4年度税制改正による地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

①個人県民税に関する事項

- ・住宅ローン控除の適用の対象となる入居の期限を令和7年末（現行 令和3年末）まで延長する。

②法人県民税に係る事項

- ・法人県民税の申告納付について定めた規定中引用する地方税法の条項を改める。

③法人事業税に関する事項

- ・ガス供給業のうち、特定ガス供給業に係る税額について、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額（現行 収入割額）とし、一般ガス供給業に係る税額について、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人にあっては、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額（現行 収入割額）とし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人にあっては、所得割額（現行 収入割額）とし、その税率を変更する。

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人に係る所得割について、年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を1パーセントとする。

④不動産取得税に関する事項

- ・住宅及び住宅用地に係る特例措置の要件に該当すると認められる場合は、不動産を取得した者から申告がない場合でも当該特例措置を適用することができるよう規定の整備を行う。
- ・不動産を取得した者が、登記の申請をした場合は、不動産の取得に係る申告を不要とするとともに、当該申告と併せて提出することとしていた不動産取得税の徴収猶予の申告について、知事が別に定める期日までに提出することとする。

[令和4年4月1日施行 ほか]

## **議案第68号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事企画課）**

職員の人材確保を図るため、初任給調整手当の額の改定等所要の改正を行うものである。

(概要)

- ・獣医師に対して支給する初任給調整手当について、支給月額を60,000円（現行 45,000円）に引き上げるとともに、支給期間の上限を20年（現行 9年）に延長する。

[令和4年4月1日施行]

## **議案第69号 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（人事企画課）**

令和4年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直しを行うものである。

(概要)

- |       |      |
|-------|------|
| ・知事部局 | 3人増  |
| ・企業局  | 2人減  |
| ・学校職員 | 増減なし |

[令和4年4月1日施行]

## 議案第70号 烏取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（住まいまちづくり課）

県内建築物のバリアフリー化を進めることにより、福祉のまちづくりのより一層の推進を図るため、所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ①建築物移動等円滑化基準を適用する特別特定建築物の規模の範囲を拡大するとともに、廊下、階段、便所、浴室等に係る建築物移動等円滑化基準に付加する事項を追加する。
- ②福祉のまちづくりに関する情報の提供における情報通信技術の活用、ユニバーサルデザインへの配慮に取り組む建築物の認証制度の導入の他、車いすが利用しやすい施設整備に関する規定を定める。

[令和4年10月1日施行]

## 議案第71号 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（病院局総務課）

救急医療を担う県立病院に勤務する看護職員等に対する給与上の特別の処遇の措置を目的として、手当を新設するものである。

(概 要)

当分の間、感染症等の救急医療を担う医療機関で勤務する看護師等に対し、手当を支給する。

[公布施行]

## 議案第72号 包括外部監査契約の締結について（行政監察・法人指導課）

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

契 約 の 目 的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契 約 金 額：9,320,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定した額

契約の相手方：牧野 芳光 税理士

# 報 告 事 項

## 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

### (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年1月27日専決）

（警察本部交通指導課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 145,068 円（県過失 10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年12月27日、倉吉警察署の職員が、公務のため、積雪により走行不能となつた和解の相手方所有の小型乗用自動車を普通特種自動車（パトカー）でけん引しようとした際、けん引ロープの装着箇所を誤り、相手方車両を破損させたものである。

### (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年1月28日専決）（福祉保健課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 122,430 円（県過失 10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年11月15日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

### (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年1月28日専決）（農地・水保全課）

和解の相手方：八頭郡智頭町 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 20,000 円（県過失 10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年11月8日、農地・水保全課の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている小型乗用自動車を運転中、方向転換をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた普通乗用自動車に衝突し、当該小型乗用自動車が破損したものである。

### (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年1月28日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 米子市 個人

乙 香川県高松市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 28,706 円（県過失 8割）を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：令和3年8月10日、和解の相手方甲が、一般国道180号を和解の相手方乙所有の軽乗用自動車で走行中、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損したものである。

### (5) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

（令和4年2月1日専決）（市町村課、緑豊かな自然課）

自然公園法施行令の一部が改正され、同令の規定に基づく事務が廃止されたことに伴い、協議の申出等の受理及び知事への送付の移譲事務を廃止するものである。

[令和4年4月1日施行]

#### (6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年2月1日専決）

(住まいまちづくり課)

和解の相手方：倉吉市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 473,300 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年8月9日、県営住宅三明寺団地内の住戸棟屋根材が、強風により飛散し、和解の相手方所有の建物に当たり、同建物が破損したものである。

#### (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年2月1日専決）

(住まいまちづくり課)

和解の相手方：A 倉吉市 個人  
B 倉吉市 個人  
C 倉吉市 個人  
D 倉吉市 個人  
E 倉吉市 個人  
F 倉吉市 個人  
G 倉吉市 個人  
H 倉吉市 個人  
I 倉吉市 個人  
J 倉吉市 個人  
K 倉吉市 個人  
L 倉吉市 個人  
M 倉吉市 個人

和解の要旨：県側の過失割合を 10 割とし、県は、損害賠償金 19,650 円を A に、4,250 円を B に、9,878 円を C に、129,800 円を D に、231,270 円を E に、335,560 円を F に、17,730 円を G に、170,298 円を H に、271,700 円を I に、207,580 円を J に、32,350 円を K に、175,530 円を L に、2,990 円を M にそれぞれ支払う。

事故の概要：令和3年10月5日、県営住宅越殿団地の引込開閉器盤に雨水が入り、漏電して過電圧が発生したことにより、和解の相手方がそれぞれ所有する家庭用電気機械器具が破損したものである。

#### (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和4年2月1日専決）（県土総務課）

和解の相手方：岩美郡岩美町 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 15,990 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和3年12月8日、鳥取県土整備事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、道路脇に停車しようとした際、左方の安全確認が不十分であったため、停車していた和解の相手方所有の軽貨物自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。

#### 報告第2号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について（産業未来創造課）

地方独立行政法人法第 54 条第 2 項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。

令和4年1月1日現在 49 人

#### 報告第3号 長期継続契約の締結状況について

件 数 新規 5 件 変更 1 件